

浜田市温泉審議会の開催実績について

1 開催実績

- (1) 平成 22 年度
- (2) 平成 24 年度

2 開催理由と答申

- (1) 平成 22 年度

開催理由	平成 17 年 10 月 1 日の市町村合併協議で、旭町と金城町の料金差が大きいことから、合併後の 5 年を目途に見直す旨の申し合わせがなされ開催した。
答申	1 美又温泉及び旭温泉の営業供給に係る 1 か月当たりの基本料金は、使用量 300 立方メートルまでにつき 12,600 円とすること。 2 旭温泉の営業供給に係る超過料金は、美又温泉の営業供給に係る超過料金に準じて、1 立方メートル当たり 31 円とすること。 3 メーター使用料は、すべての温泉について、メーター口径にかかわらず 1 か月当たり 315 円に統一すること。 4 温泉維持費は、すべての温泉について、年額 52,500 円に統一すること。 5 負担金は、すべての温泉について、525,000 円に統一すること。 6 温泉供給料金の改定及びメーター使用料等の統一は、できるだけ速やかに実施すること。 (答申における附帯意見) 今後の温泉事業運営に当たっては、次の事項についてご留意されますよう要望します。 1 温泉事業は、本市の観光振興施策の柱であり、圏域外から多数の誘客をもたらす重要な観光資源であるとの認識の下、現存する美又温泉、湯屋温泉、波佐小国温泉及び旭温泉が未来永劫にわたって存続できるよう政策的対応を時機に応じて柔軟に執ること。 2 将来、偶発的に温泉施設等の大規模改修が必要となった場合であっても、温泉事業に支障を来すことのないよう速やかに改修を行うとともに、当該改修に要する資金を留保するよう検討すること。

(2) 平成 24 年度

開催理由	湯屋温泉の飲料営業供給料金について値下げの要望があったため、その値下げをすることについて。 美又温泉と旭温泉の営業供給料金以外の公益供給、浴場供給についても美又温泉と旭温泉で料金の格差があるため。
答申	1 湯屋温泉の飲料営業供給に係る 1 か月当たりの基本料金は、使用量 1 立方メートルあたり 1,260 円とすること。 2 美又温泉及び旭温泉の公益供給及び浴場供給に係る 1 か月当たりの基本料金は、使用量 300 立方メートルまでにつき 12,600 円とすること。 3 旭温泉の公益供給及び浴場供給に係る超過料金は、1 立方メートル当たり 31 円とすること。

3 今回の浜田市温泉審議会の開催理由

前回（平成 24 年度）の開催から 10 年が経過したこと、飲料営業供給先からの値下げの要望を踏まえ、今後の温泉施設の維持のため、適正な料金を検討する必要があるために開催する。

陳 情 番 号	101
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

令和 5 年 8 月 10 日

資料2-2

浜田市議会議長

笹田 卓 様

住 所 浜田市金城町下来原
(団体名) 株式会社 ケイ・エフ・ジー
(代表者) 代表取締役社長 戸津川 隆彦

湯屋温泉供給料金の引き下げ の陳情について

【陳情の趣旨】

1 願意

浜田市に対して湯屋温泉供給料金の引き下げを求める。

2 理由

昨今の世界情勢の影響で、物価高騰による製造原価値上がり分を大手企業への卸価格に転嫁できない状況となっており、今後の企業存続と安定経営に向け温泉供給料金引下げを求める。

また、国連が提唱する持続可能な開発目標SDGsの環境配慮型製品の提供として、100%リサイクル原料を用いたペットボトル導入に向け、原料価格値上げに対応するためにも料金引き下げが必要である。



観 第 290 号
令和 6 年 3 月 21 日

株式会社 ケイ・エフ・ジー
代表取締役社長 戸津川 隆元 様

浜田市長 久保田 章 市
(観光交流課)

陳情について（回答）

平素は、浜田市行政の推進に格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 8 月 10 日に陳情されました件について、浜田市議会での審議結果を踏まえ、下記のとおり回答します。

記

1 陳情内容

湯屋温泉供給料金の引き下げについて

2 回 答

御社におかれましては、旧金城町時代の平成 7 年から長きにわたり、雇用や地域経済の活性化に寄与されてきたことと認識しております。

この度の陳情により、御社の事業環境や、環境配慮型製品への対応など、環境の変化にも理解したところです。

一方、温泉供給料金の引き下げにつきましては、本市の温泉供給施設の維持管理に係る財源に大きな影響を及ぼし、本市の温泉供給料金全体の在り方を含めた、慎重な議論が求められます。

つきましては、湯屋温泉飲料営業供給料金について、令和 6 年 4 月利用分から令和 7 年 3 月利用分まで、1 m³あたり税込 1,320 円を税込 1,100 円とする減免を行います。あわせて、令和 6 年度中に温泉審議会を開催し、令和 7 年 4 月からの条例改正について審議を進めてまいります。

【お問合せ先】

浜田市産業経済部観光交流課観光企画係
担当 山本
電話 0855-25-9530（直通）

観 第 298 号

令和 6 年 3 月 27 日

浜田市金城町下来原 1431

株式会社ケイ・エフ・ジー

代表取締役社長 戸津川 隆元 様

浜田市長 久保田 章 市

(観光交流課)

温泉供給料金の減免について（通知）

このことについて、先に提出されました陳情書について、内容等について審査した結果、浜田市温泉事業条例第 16 条に基づき、下記のとおり減免しますので通知します。

記

- 1 減免対象 温泉供給料金
(温泉事業条例第 14 条 別表第 1 湯屋温泉 飲料営業供給)
- 2 減免期間 令和 6 年 4 月利用分から令和 7 年 3 月利用分まで（1 年間）
- 3 減免内容 使用量 1 立方メートルあたり税込 1,320 円を税込 1,100 円とする。

以上

【お問合せ先】

浜田市産業経済部観光交流課観光企画係

担当 山本

電話 0855-25-9530（直通）